

埋設農薬の適切な処理の支援（継続）

2,513（2,702）百万円の内数

対策のポイント

都道府県等による埋設農薬の最終処理が、計画的かつ着実に実施できるよう埋設農薬処理計画の策定、周辺環境汚染防止措置について支援を行います。

埋設農薬とは

昭和40年代後半、残留性が問題となって販売を禁止した農薬（DDT、ドリン剤、BHC等）を埋設し、保管を継続してきました。現在、ストックホルム条約（POPs条約）に基づき、これらの埋設農薬の計画的な無害化処理を進めているところです。

政策目標

全ての埋設農薬の無害化処理の完了

1. 事業内容

(1) 処理計画の策定及び進行管理

埋設農薬の処理が計画的かつ着実に進められるよう、都道府県において埋設農薬の処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。

(2) 周辺環境への悪影響の防止措置

ア 埋設農薬の適切な保管措置

掘り上げた埋設農薬を適切に保管するために必要な簡易な設備の整備等を行う。

イ 周辺環境への漏洩防止措置

地中に簡易な遮断壁を埋め込む等の一時的な措置を講じる。

2. 事業実施主体 都道府県、管理組合等

3. 補助（交付）率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成18～21年度

5. 平成19年度決定額

食の安全・安心確保交付金 2,513（2,702）百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】